



平成 29 年 5 月 18 日

各 位

会社名 新 京 成 電 鉄 株 式 会 社
代表者名 取 締 役 社 長 眞 下 幸 人
(コード番号 9014 東証第 1 部)
問合せ先 総務人事部総務課長 小 島 太 朗
(TEL 047-389-1101)

単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更について決議するとともに、平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 99 期定時株主総会（以下、「本株主総会」）に、株式併合に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、株式併合に係る議案が承認可決された場合、会社法の規定により、定款の一部が変更されます。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成 30 年 10 月 1 日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社も、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(2) 変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本株主総会において、下記「2. 株式併合」に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」の通り、当社普通株式の単元株式数を 100 株に変更するとともに、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5万円以上 50 万円未満)及び中長期的な株価変動等も勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することで、当社株式に対し、より投資しやすい環境を整えることを目的として、株式併合を実施いたします（以下、「本株式併合」）。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類 普通株式

②併合の方法・割合 平成 29 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記録された株主様のご所有株式数 5 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	55,116,142 株
併合により減少する株式数	44,092,914 株
併合後の発行済株式総数	11,023,228 株

(注)「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	3,479 名（100.0%）	55,116,142 株（100.0%）
5 株未満	246 名（7.1%）	281 株（0.0%）
5 株以上	3,233 名（92.9%）	55,115,861 株（100.0%）

上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、5 株未満の株式をご所有の株主様 246 名（所有株式数の合計 281 株）は、株主としての地位を失うこととなります。なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取り又は 1,000 株に不足する株式の買増しの請求手続きをご利用いただくことも可能です。具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は、下記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株未満の端数が生じた場合には、会社法の規定に基づき、全ての端数を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（平成 29 年 10 月 1 日）に、株式併合割合（5 分の 1）に応じて発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数（平成 29 年 10 月 1 日付）
120,000,000 株	24,000,000 株

(6) 併合の条件

本株主総会において、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件いたします。

3. 定款一部変更

(1) 変更の目的

上記「2. 株式併合」に記載のとおり、株式併合を実施し、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため現行定款第8条（単元株式数）を変更するものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>1億2,000万株</u> とする。 (単元株式数) 第8条 当社の1単元の株式の数は、 <u>1,000株</u> とする。	第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,400万株</u> とする。 (単元株式数) 第8条 当社の1単元の株式の数は、 <u>100株</u> とする。

(3) 変更の条件

本株主総会において、上記「2. 株式併合」に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。なお、本定款一部変更は、会社法の規定により、本株主総会の決議によらず行うものであります。

4. 日程

取締役会決議日	平成29年5月18日
第99期定時株主総会開催日	平成29年6月28日（予定）
単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更の効力発生日	平成29年10月1日（予定）

※ 上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成29年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係により、東京証券取引所における当社株式の売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年9月27日です。

5. その他

平成29年10月以降の株主優待制度につきましては見直しを予定しており、内容が決まりましたら、その時点で改めてお知らせいたします。

以上

【添付資料】

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ & A

Q 1 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q 2 株式併合とはどのようなことですか。

A. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、5 株を 1 株に併合することを予定しております。

Q 3 単元株式数の変更、株式併合の目的を教えてください。

A. 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、投資家をはじめとする市場利用者の利便性を向上させ、日本の証券市場の国際競争力の向上などを目指して、平成 30 年 10 月 1 日すべての国内上場会社の売買単位を 100 株に統一することを目標としています。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。併せて、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5万円以上 50 万円未満)及び中長期的な株価変動等も勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することで、当社株式に対し、より投資しやすい環境を整えることを目的として、株式併合（5 株を 1 株に併合）を実施いたします。

Q 4 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

A. 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後においては、株主様のご所有の当社株式数は株式併合前の 5 分の 1 となりますが、逆に 1 株当たりの純資産額は株式併合前の 5 倍となるからです。また、株式併合後の株価についても、理論上は併合前の 5 倍となります。

【具体例】

	効力発生前	効力発生後	備考
ご所有株式数	1,000 株	200 株	5 分の 1
株価※	400 円	2,000 円	5 倍
資産価値	400,000 円	400,000 円	変化なし

※100 株単位での売買開始日は平成 29 年 9 月 27 日を予定しております。

Q 5 受け取る配当金額はどうなりますか。

A. 株主様のご所有の当社株式数は株式併合により 5 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生日後に、併合割合（5 株を 1 株に併合）を勘案して 1 株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金額に変動はありません。ただし、株式併合により生じた端数（1 株に満たない株式）につきましても、当該端数に係る配当は生じません。

【具体例】

例①

	効力発生前	効力発生後	備考
ご所有株式数	1,000 株	200 株	5分の1
1株当たり年間配当金(例)	6 円	30 円	5倍
受取配当金額	6,000 円	6,000 円	変化なし

例②

	効力発生前	効力発生後	備考
ご所有株式数	1,028 株	205 株	5分の1 (端数株式 0.6 株)
1株当たり年間配当金	6 円	30 円	5倍
受取配当金額	6,168 円	6,150 円	注

(注) 端数株式は、そのすべてを当社が一括して処分し、その代金を端数株式が生じた株主様に対し端数株式の割合に応じてお支払いいたします。この結果、当該端数株式につきましては、当社株主としての地位を失うことになるため、配当は生じません。

Q6 株主の所有株式や議決権はどうなりますか。

A. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記録された株式数に 5 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権の数	所有株式数	議決権の数	端数
例①	3,500 株	3 個	700 株	7 個	なし
例②	1,028 株	1 個	205 株	2 個	0.6 株
例③	1,000 株	1 個	200 株	2 個	なし
例④	525 株	0 個	105 株	1 個	なし
例⑤	179 株	0 個	35 株	0 個	0.8 株
例⑥	2 株	0 個	0 株	0 個	0.4 株

株式併合の結果、端数（1 株に満たない株式）が生じた場合（上記の例②、⑤、⑥のような場合）は、全ての端数を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じてお支払いいたします。この代金は、平成 29 年 12 月頃にお支払いすることを予定しております。株式併合の効力発生前のご所有株式数が 5 株未満の場合（上記⑥の場合）、は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となるため当社株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q7 端数が生じないようにする方法はありますか。

A. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度や買増制度をご利用いただくことにより、端数の処分を受けないようにすることが可能です。具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は下記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 8 株式併合後でも単元未満株式が生じます。買取りや買増しをしてもらえますか。

A. 株式併合後においても、単元未満株式の買取制度や買増制度をご利用いただけます。具体的な手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は下記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 9 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

A. 次のとおり予定しております。

定時株主総会決議日	平成 29 年 6 月 28 日
1,000 株単位での売買最終日	平成 29 年 9 月 26 日
100 株単位での売買開始日	平成 29 年 9 月 27 日
単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日
株式割当通知の発送（予定）	平成 29 年 10 月下旬
端数相当分の処分代金のお支払い（予定）	平成 29 年 12 月上旬

Q 10 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A. 特に必要なお手続きはございません。

Q 11 株主優待制度はどのようなのでしょうか。

A. 平成 29 年 10 月以降の株主優待制度につきましては見直しを予定しております。その詳細につきましては、後日改めてご報告させていただきます。

【お問合せ先】

株式併合及び単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社又は下記特別口座の口座管理機関（株主名簿管理人）にお問合せください。

「特別口座の口座管理機関（株主名簿管理人）」
〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-232-711（通話料無料）
受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

以 上